

福井市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福井市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載は、この基準に基づき行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第2条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(広告掲載対象外広告)

第3条 実施要綱第6条第1項に規定する事項の詳細は、次のとおりとする。

(1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公の秩序・善良の風俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定又は美化したものの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの、又はそのおそれがあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉又は信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの

イ 人種・性別・心身の障害等に関する差別的な表現、その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの

(4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 水着姿、下着姿及びその他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出しているもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

(5) 犯罪を誘発するもの、又はそのおそれがあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条に規定する銃砲及び刀剣類をいう。）およびその他の危険物に関するもの

イ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 2 条第 2 項三十八に規定する郵便物受取サービス事業（私設私書箱事業）及び電話受付代行業等に関するもの

(6) 政治活動、又は選挙活動に関するもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 意見広告、又は個人を宣伝しようとするもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(8) 消費者保護（被害の未然防止及び拡大防止）の観点から適切でないもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

・ 広告主の法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）が明記されていないもの

・ 広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていないもの

・ 代理店、副業、内職、会員の募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

・ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

・ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの

イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に反するもの

ウ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

エ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

オ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの

カ 虚偽の内容を表示するもの

キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

- コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
 - サ 他人名義の広告
 - シ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
 - ス 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
 - セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (9) その他広告掲載の対象として適当でないと市長が認めるもの

例えば、次のようなものをいう。

- ア 市有財産の目的・公共性・公益性及び品位を損なうのもの、又はそのおそれがあるもの
- イ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ウ 公衆に不快の念・危害を与えるもの、又はそのおそれがあるもの
- エ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- オ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
- カ 投機を著しくあおる表現のもの
- キ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
- ク 謝罪、釈明等のもの
- ケ 尋ね人、養子縁組等のもの
- コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- シ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- ス 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告掲載の範囲)

第4条 広告媒体に占める広告掲載の範囲は、全体面積の10分の3以内を目安とし、広告掲載枠の大きさは所管部局にて決定する。

(広告の掲載内容)

第5条 次の各号について、広告掲載の際、注意を要するものとする。

- (1) 広告の掲載においては、原則、「広告主名称」「連絡先電話番号」は明記すること。なお、ホームページへの広告の場合は例外とする。
- (2) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
(例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (3) 比較広告には、主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)
- (4) 無料で参加・体験できるものであっても、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示する

こと。

(例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途」等

(広告掲載にあたっての付記事項)

第6条 当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、広告掲載枠外に次の事項を付記することとする。ただし、広告媒体及び広告掲載枠の大きさ等により、記載場所・内容等については所管部局にて協議、決定するものとする。

(1) 広告掲載枠の下に、民間事業者等の広告であることの表示。

(例)「福井市では、市有資産を活用し、広告事業に取り組んでいます。」

附 則 (平成23年 3月15日決裁)

この基準は、平成23年 3月15日から施行する。